

2021年1月15日改定

兵庫県建築健康保険組合

新型コロナウイルスによる感染症対応について【事業継続計画】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する対応」

計画対応期間：2021年1月19日から2021年2月7日までの間（追加対応）

1 感染防止対策

(1) 公共交通機関を使用しない通勤の要請

- ① 可能なかぎり交通用具等（自動車、バイク、自転車、徒歩）を使用した通勤を要請する。
- ② 公共交通機関を使用しての通勤については、時差出勤又は時間短縮勤務とする。

(2) 交代制による勤務シフトについて（出勤者を5割とする）

- ① 感染者または濃厚接触が判明した場合に、事業所閉鎖にならないよう、2グループ制による交代勤務とする。
交代勤務については隔日とする。

(3) 不要不急の外出を控える

- ① 諸会議への参加を見合わせる。
- ② 外部からの来訪について、不急の用務は文書による連絡調整とすること。
- ③ 休日、平日を問わず通勤以外の外出を控えること。
- ④ 外食をする際は感染防止対策の講じられた飲食店を選んで利用すること。
なお、多人数での飲食は控えること。

(2) 感染症防止対策の励行

- ① うがい、歯磨き、手洗いを励行すること。
- ② 入室の際には手および衣服の殺菌、消毒を行うこと。来客にも協力を求めること。
- ③ 昼休憩後および勤務終了後に室内の殺菌、消毒を行うこと。
- ④ 執務室内ではマスクを着用すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をダウンロードし活用すること。
- ⑥ 家族への感染を防止するため、帰宅後のうがい、手洗い、衣服の殺菌・消毒に留意すること。

(3) 感染の疑いがある場合の対応

- ① 感染の疑いのある症状が認められる場合（感染者との濃厚接触後の発熱等）
電話により医療機関に申し出、PCR検査を受けること。

検査の結果、陰性と確認されるまでの間、自宅待機とする。

就業規則第20条の規定により病欠とする。（給与規定第6条の規定により給与の全額を支給する）ただし、就業規則第21条の規定は適用しない。

② 感染者との濃厚接触がある場合

検査により陰性であることが確認されるまでの間、自宅待機を行う。

就業規則第26条（6）の規定により特別有給休暇とする。ただし、第2項の規定は適用しない。

③ 家族が感染者との濃厚接触がある場合

家族が検査の結果、陰性と確認されるまでの間、自宅待機を行う。

就業規則第26条（6）の規定により特別有給休暇とする。ただし、第2項の規定は適用しない。

④ 家族に発熱等の症状があり、原因が不明な場合

原則、自宅待機とする。ただし、家族が検査の結果陰性と判断された場合または原因が特定され新型コロナウイルスによる感染症でないと判断された場合、もしくは症状が改善された場合は出社する。

就業規則第26条（6）の規定により特別有給休暇とする。ただし、第2項の規定は適用しない。

⑤ その他

○ 発熱の症状がある場合は病欠とする。

○ 小学校等の休校に伴い出社が出来ない場合は特別有給休暇とする

就業規則第26条（6）該当とみなす。ただし、第2項の規定は適用しない。

※就業規則第26条、職員は次の場合に特別有給休暇を受けることができる。

（6）天災地変、その他これに類する災害 組合が必要と認めた期間

第2項、特別有給休暇を受けようとするときは、事前若しくは事後すみやかに事実を知るに足る書類又はこれに代わるものを添えて届け出なければならない。

2 組合の事業運営を維持する

感染または濃厚接触が判明した場合に、全職員の自宅待機・事業所閉鎖とならないよう、事業場内を2グループに分け交代勤務としグループ間の接触を避けることで、勤務可能な職員を確保する。

勤務可能な職員が半数となるため、優先度の高い業務のみを行うこととし、2営業日分の業務を1日で処理する作業計画を立てること。

なお、業務の進捗に応じて休日勤務への振替対応や残業を命じる場合がある。